

平成二十六年三月二十八日受領
答 弁 第 七 九 号

内閣衆質一八六第七九号

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する再質問に対する

答弁書

一及び二について

政府としては、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域し、又は北方四島における経済活動等に従事することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。政府としては、御指摘の閣議了解に基づいて、我が国国民の北方領土への入域は、墓参、四島交流及び自由訪問の枠組みの下での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきている。

政府としては、今後とも、御指摘の閣議了解の周知徹底に努めていく所存である。